

## 静岡県畜産技術研究所の研究活動における不正行為への対応等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規定は、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）に基づき、静岡県畜産技術研究所（以下「研究所」という。）の研究活動における不正行為への対応等については、研究活動における不正行為への対応等を推進するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「研究活動における不正行為」（以下「不正行為」という。）とは、研究の立案、計画、実施及び成果の取りまとめ（報告を含む。）の際においてなされる次に掲げる行為をいう。ただし、適切な方法により正当に得られた研究成果が、結果的に誤りであった場合は、不正行為に該当しない。

(1) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん

研究資料・機器・過程を不正に変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(4) その他

前各号のほか、研究所の研究者として研究者の倫理に著しく反する行為をすること。

2 この規程において「被申立者」とは、直接の申立の対象となった研究者及びこれ以外の者で、調査の過程において当該申立の対象となった研究に関わる研究者で不正行為に関与したことに疑義がある者をいう。

(研究倫理教育)

第3条 ガイドライン第2節1(1)の規定に基づき、研究所所長（以下「所長」という。）は、研究倫理教育責任者として研究倫理教育を行うとともに、研究倫理教育プログラムを管理させるために研究倫理教育実務責任者を、研究倫理教育プログラムを実施させるために研究倫理教育実施者を置く。

2 前項の研究倫理教育実務責任者は、中小家畜研究センターセンター長（以下「センター長」という。）、研究統括官（企画調整担当）、研究倫理教育実施

者は研究統括官（企画調整担当を除く）をもって充てる。

（研究者の責務）

第4条 研究者は、適正な研究活動を行わなければならない。

2 研究者は、研究データを研究活動の終了後、実験・観察ノートを5年間保存し、必要な場合には上司への提出や開示をしなければならない。

（特定不正行為に関する体制の整備）

第5条 ガイドライン第3節2の規定に基づき、特定不正行為に対応するための責任者及びその役割を次の表のとおり定める。

職名	役割
所長	研究活動における特定不正行為の疑惑が生じた際、調査の実施、調査の結果、調査の公表等について全ての責任を負う。
センター長 研究統括官（企画調整担当）	特定不正行為に対する予備調査、本調査を実施するとともに、告発者及び被告発者の機密保持について責任を負う。

（告発の受付）

第6条 ガイドライン第3節3の規定に基づき、特定不正行為に係る告発の受付を次の表のとおり行う。

区分	説明
告発を受け付ける場所及び連絡先	静岡県畜産技術研究所研究統括官（企画調整担当） 富士宮市猪之頭1945 電話0544-52-0146
告発を受け付ける方法	様式第1号による申立書の提出又は面談

（予備調査）

第7条 ガイドライン第3節4-2(1)の規定による予備調査は、研究統括官（企画調整担当）又はセンター長のほか、次の各号に掲げる職員が行う。

- (1) 研究統括官（企画調整担当を除く）
- (2) 総務課長又は総務課中小家畜分室長
- (3) その他所長が当該告発を受けて特別に指名する職員

2 前項に規定する職員が被告発者である場合、当該職員は、予備調査を行うことができない。

3 所長は、告発を受け付けた日の翌日から起算して30日以内に、予備調査の結果を踏まえ、本調査を行うか否かを決定する。

（本調査）

第8条 ガイドライン第3節4-2(2)の規定に基づき、所長は、本調査を行うことを決定したときは、当該決定の日の翌日から起算して30日以内に、不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置して本調査を開始させなければ

ならない。

- 2 告発者及び被告発者は、前項の規定により設置された調査委員会の委員に不服があるときは、調査委員会の設置を知った日の翌日から起算して7日以内に、所長に対し様式第2号による異議申立書の提出又は電子メールにより異議申立てをすることができる。

(調査委員会)

第9条 所長は、本調査を実施するため、事案毎に調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の任務は、対象となる事案に関し、次に掲げるとおりとする。

- (1) 疑義に関する調査を行うこと。
- (2) 前号の調査の結果を所長に報告すること。
- (3) その他対象となる事案に関して必要なこと。

- 3 調査委員会は、調査を行うに当たり、公平性及び中立性を確保するとともに、迅速に行うよう努めなければならない。

- 4 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、調査対象となる事案について、特別な事情があると委員長が認める場合には、この限りでない。

- (1) 所長が指名する者
- (2) 調査対象となる事案の研究分野の研究所内外の研究者
- (3) 研究所外部の有識者
- (4) その他委員長が必要と認めた者

- 5 前項第3号の委員の数は、調査委員会の委員の半数以上でなければならない。

- 6 調査委員会の全ての委員は、調査を公正に行うため、調査対象となる事案の申立者及び被申立者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 7 調査委員会の委員長は、第4項第1号の委員をもって充てる。

(結果の取りまとめ)

第10条 ガイドライン第3節4-3(1)の規定に基づき、調査委員会は、本調査を開始した日の翌日から起算して150日以内に調査結果をとりまとめるものとする。

(不服申立て)

第11条 ガイドライン第3節4-3(5)の規定に基づき、特定不正行為を行ったと認定された被告発者又は告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、当該認定に不服があるときは、調査結果を知った日の翌日から起算して60日以内に、所長に対し様式第3号による不服申立書により不服申立てをすることができる。

- 2 調査委員会は、前項の不服申立てを受け再調査を行うことを決定したときは、

当該決定の日から起算して50日以内（告発が悪意に基づくものと認定された告発者からの不服申立てにあっては30日以内）に調査結果を覆すか否かを決定するものとする。

（調査結果の公表）

第12条 ガイドライン第3節4-3(6)の規定に基づき、所長は、調査委員会の調査結果において特定不正行為が行われたとの認定があった場合には、調査結果として次の各号に定める事項を公表する。

- (1) 研究課題名
- (2) 研究者の職・氏名
- (3) 研究期間
- (4) 特定不正行為が行われたと認定した根拠
- (5) その他必要な事項

2 所長は、調査委員会の調査結果において特定不正行為が行われなかったとの認定があった場合には、次の各号に定めるところにより調査結果の内容を公表する。

(1) 調査事案が外部に漏洩していたとき及び論文等に故意でない誤りがあったとき

ア 研究課題名

イ 研究者の職・氏名

ウ 研究期間

エ 特定不正行為が行われなかったと認定した根拠

オ その他必要な事項

(2) 悪意に基づく告発であるとの認定があったとき

ア 悪意に基づく告発であると認定した根拠

イ その他必要な事項

（告発者及び被告発者に対する処置）

第13条 ガイドライン第3節4-3(7)の規定に基づき、所長は、被告発者又は告発が悪意に基づくものと認定された告発者が静岡県職員であった場合は、当該事実を経営管理部職員局人事課監察班に通報する。

（試験研究の調整に係る所管課長等への報告）

第14条 所長は、本調査を行うことを決定したとき、被告発者から不服申立てがあった場合又は調査委員会が再調査を行うことを決定したときは、試験研究の調整に係る所管課長に速やかに報告するものとする。なお、当該事案が競争的資金に係るものであるときは、配分機関等にも速やかに報告するものとする。

2 所長は、調査委員会から本調査又は再調査の結果の報告を受けたときは、その結果を試験研究の調整に係る所管課長に速やかに報告するものとする。なお、

当該事案が競争的資金に係るものであるときは、配分機関等にも速やかに報告するものとする。

(他の研究活動への準用)

第15条 ガイドライン及びこの規程は、文部科学省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動に適用するほか、他府省又は他府省が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金により行われる研究活動に準用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

年 月 日

申立書

静岡県畜産技術研究所長 様

住 所

氏 名

㊞

電話番号

静岡県畜産技術研究所の研究活動における不正行為への対応等に関する規程第6条の規定により、下記の研究不正行為について申立てを行います。

- 1 被申立者の所属及び氏名
- 2 研究不正行為の具体的な内容と根拠

様式第2号（第8条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

年 月 日

異議申立書

静岡県畜産技術研究所長 様

住 所

氏 名

⑩

電話番号

静岡県畜産技術研究所の研究活動における不正行為への対応等に関する規程第8条第2項の規定により、調査委員会の構成のうち、下記の者の任命について異議を申し立てます。

記

- 1 調査委員会の設置を知った年月日  
年 月 日
- 2 異議申立てに係る委員（長）名
- 3 異議申立ての理由

様式第3号（第11条関係）（用紙 日本工業規格様式A 4 縦型）

年 月 日

不服申立書

静岡県畜産技術研究所長 様

住 所

氏 名

㊟

電話番号

静岡県畜産技術研究所の研究活動における不正行為への対応等に関する規程第11条第1項の規定により、調査結果について、下記のとおり不服を申し立てます。

記

1 調査結果を知った年月日

年 月 日

2 不服申立ての趣旨

3 不服申立ての理由

4 その他

(1) 添付書類 ○○○

(2) 証拠物件 ○○○写し

○○○写し